

●国際活動センターからのお知らせ

担当:外国情報部 加藤志麻子

マダニカード事件 (4b 0 215/08) デュッセルドルフ地方裁判所判決 1 7 6 6 号 (2 0 1 1 年 9 月 1 5 日判決) の紹介

1. 特許発明の内容

(1) 従来技術と解決課題

従来技術 1 : US5, 595, 569 (スプーン形状のダニ除去器具)

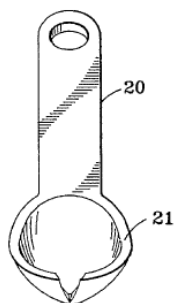


FIG. 6

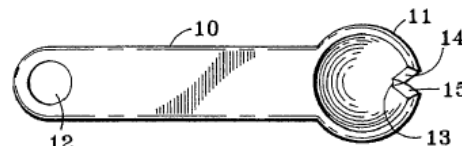
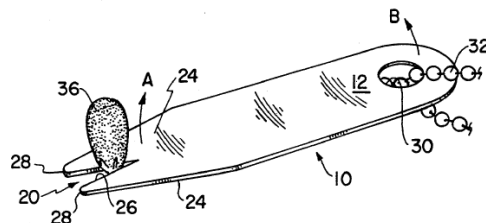


FIG. 1

従来技術 2 : US5, 447, 511 (ダニ除去器具)



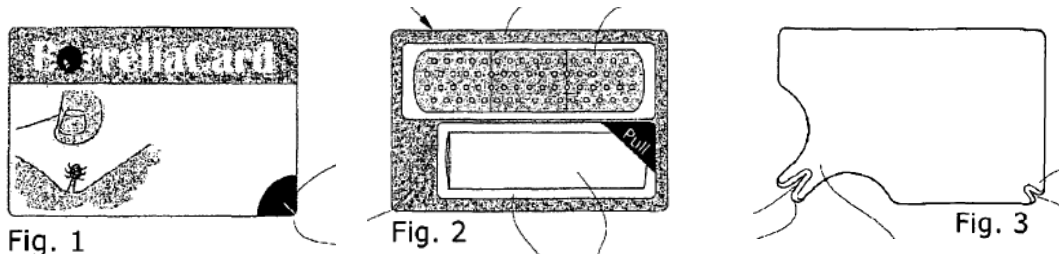
解決課題 : (1) 簡単にダニ除去ができる。(2) ダニ除去後の手や体を洗浄を意図しつつ持ち運びを簡便にする。

(2) 本件発明の構成要件の分説

1. マダニあるいは同様の吸血昆虫を取り除くための1つのスリット(36、54、50)が設けられた器具であり、同昆虫は、人間あるいは動物の皮膚に食いつくか、あるいは、その吻管を人間あるいは動物の皮膚に突き刺すものである。
2. その器具は、ブリーフケース、ズボンや上着のポケット、バッグ等に収納するのに適している。
3. その器具は、クレジットカードのような寸法に形成されている。
4. その器具は、厚紙やプラスチックのような比較的堅い材料で製造されている。
5. その器具には、角領域がある。
6. その角領域には、マダニあるいは同様の吸血昆虫を取り除くための1つのスリ

ット（36、54、50）が設けられており、同昆虫は、人間あるいは動物の皮膚に食いつくか、あるいは、その吻管を人間あるいは動物の皮膚に突き刺すものである。

（3）実施例に記載されたカード



2. イ号製品の内容

クレジットカードの縦横比がほぼ維持されており、その約18～20%の表面積をもつカードで、その各短片ある二つ角の中間位置に、スリットが形成されているもの。

サイズは、7 cm×4.5 cmで、クレジットカードと寸法比が異なる（クレジットカードの寸法比ISO/IECで寸法が定められている¹）。

構成要件1、2、4を備えることについては、当事者間で争いなし。

3. 裁判所の判断（均等侵害を肯定）

（1）構成要件3について

構成要件3は、正確な寸法を規定するものではなく、クレジットカードのような実質的に2次元のカード状の物を規定しており、これにより、クレジットカードのような保持、携帯が可能になることを規定している。

当該解釈は、クレームの文言自体からも当業者が明確に理解する。クレームでは、規格化されたクレジットカードの寸法を意味するなど述べられていない。上記解釈は、構成要件2との関係からも導かれる。構成要件2では、鞆などに入れて保持できる適性を有していることが記載されているが、この説明は、構成要件3に対応した説明であるというべきである。このことからすると、当業者は、構成要件3の技術的機能とは、入れ物に入れて保管できるようにするためにクレジットカードに似た形状とすることであり、これにより常に携行することができ、いざという場合に備えることができると理解する。

段落[0016]の記載は、限定解釈の根拠とはならない。なぜなら、当業者は当該記載を、単にクレジットカードのおおよその大きさを規定していると理解するし、また、好適な実施例の記載は、クレーム中の一般的教示についての限定解釈の根拠とはならないからである（BGH, GRUR 2008, 979「多重ギア付きハブ事件」(Mehrgangnabe)）。

¹ 判決中には記載されていないが、85.60 × 53.98 mmである。

被告は、被告の解釈が出願経過から裏付けられると主張しているが理由がない。すなわち、被告は、当初の請求項1においては「好ましくはクレジットカード様に形成され」と記載されていたところ、その「好ましくは」の記載がEP0の指示により削除されたから、限定解釈されるべきであると主張するが、出願経過は、基本的に特許発明の技術的範囲を確定には意味を持たない（BGH, GRUR 2002, 511 「プラスチック管部材事件」(Kunststoffrohrteil)）

以上からすると、長さ7cm、幅4.5cmであってクレジットカードよりも若干小さく形成されているイ号製品は、構成要件3を充足する。

(3) 構成要件6について（均等侵害の成立について）

まず、イ号製品においては、その長片の中間点にスリットが形成されているが、このスリットは、請求項1に記載されている角部分におけるスリットと客観的に同様に機能する(objectiv Gleichwirkend)。なぜなら、イ号製品におけるスリットを取り巻く領域は、角領域に形成されるスリットと同様に、ダニと皮膚の間においてずらすことができ、かつ、ほんの少し曲げることができるからであり、それによって、スリットにより器具が確実にダニを包囲することができ、また、カードを形成する材料が比較的堅いため、カードを上げて、吻管を押し上げることができるからである。

確かに、角領域にスリットが配置されていると、辺が直角のところ互いに突き合わされるため、見やすくなり、かつ、少ない面積しか必要としないため、しわのある体の部分であってもカードをより正確に当てることができる。しかし、イ号製品は、少なくともこれよりも劣る実施例ということができる。なぜなら、イ号製品のようなスリットの配列であっても、同様に、ダニをつぶすことなくダニを注意深く取り除くことができるからである。より見やすいという点は、特許発明が必然的に要求している利点ではない。

イ号製品のように、カードの長辺の中間点にスリットを配置することも、本件発明の公開の時点において容易に想到し得た(naheliegend)ものである。原告も反論していないが、スリットをカードの周辺部の他の位置に配置することは、何ら創作性を有するものではない。

価値が同等であること(Gleichwertigkeit)も肯定される。当業者は、クレームから明らかな技術的教示及びそこで明らかになっている解決手段を参酌することによって、変形態様としてのイ号製品に達することができる。なぜなら、本件特許の段落[0020]においては、「開示されたスリットは、・・・代替的或いは付加的にカードの短辺に設けることができる」と記載されているからである。

これに対して被告1は、段落[0020]からは、せいぜい、カードの丸みをおびた角部において、スリットが45度の角度で延びて到達していること、及び、カードの短辺から垂直に延びて到達しうることが読みとれるだけであると主張しているが、このような主張は理由がない。まず第1に、一般的な記載を想起させることからすると、そのようなスリットの設け方が記載されている

とは認められない。段落 [0011] においては、同様に、カードに「例えば角領域に」実質的に鋭角のスリットが設けられると記載されている。この記載から当業者は、発明に照らすと、スリットが角領域以外に設けることが可能であると理解する。段落 [0020] は、スリットを角領域に配置することに代えて、短辺に設けることができることを明確にするという限度で、具体化した説明をしている。第2に、「角領域」という表現自体、その対応する領域にスリットが設けられるという広い可能性を示唆しており、角領域を総合した広がりに対して、スリットの幅が狭ければよい。段落 [0020] の第2文に「これによりダニカードは、付勢されたばねのように作用する」と記載されているように、第1文に記載された代替・付加手段と相俟って、独占的と理解される有利な効果をもたらすことを説明している。

さらに、特許請求の範囲の説明が、それに含まれる全ての構成を単なる出発点としてではなく、当業者の「考慮」のための基準となる根拠を形成していることを考えると、価値が同等であること (Gleichwertigkeit) は、上記「考慮」に基づいたものでなければならない。このような考え方は、最近の、クレームに該当する**選択肢**に関する均等論についての BGH 判決

(Okklusionsvorrichtung) をも前提とするものである。当該判決によれば、ある特定の作用効果を目的とする場合のように、記載に複数の可能性が示されているが、クレームには一つの可能性しか記載されていない場合、他の可能性を用いていれば、均等物による特許の侵害にはならない。本件の場合、原告の競業者は、段落 [0020] の記載に照らして、カードの角領域以外に形成されたスリット、そして、2つの角領域の中間に形成されたスリットが、特許侵害にならないとは解さない。段落 [0020] における上述した長所に関する記載を単に読んだだけでは、特許権者が角領域以外の部分にスリットを有するカードについて、特許保護を要求していないと解することはできない。

以上